

# 第63回 郵政民営化委員会

平成23年1月25日(火)

内閣官房

○田中委員長 それでは、これから第63回の郵政民営化委員会を開催いたします。

本日は、郵政改革推進室のほうからおいでをいただきました。昨年暮れであります、私どもが郵政改革推進室に対してお願いしたのは、この私どもの委員会が郵政民営化の実情について調査審議をし、来年の3月末までに現状について報告書を取りまとめる必要がございます。折しも新しい法案が用意されていまして、それが現在の郵政事業をされている各社にいろんな意味での影響を与えているところでもあります。そこで、日本郵政株式会社とその傘下の各社の経営の現状というものと、この法案の作成の前提になっているものとの突合せが少なくとも郵政民営化委員会の立場としては必要になったのかなということで、いろいろご意見を伺いたいということでもあります。

この郵政民営化法の19条というのに委員会についての所掌義務が書いてございまして、3年ごとに承継会社の経営状況及び国際金融情勢の動向、その他の内外の社会経済情勢の変化を勘案しつつ、郵政民営化の進捗状況について総合的な見直しを行い、本部長に対してその意見を述べることとございます。今日はここにかかわるテーマだというふうに理解していただければと思います。私どもは立法府で行われるであろう議論を事前に先取りして行おうという意味ではございません。今申し上げましたように、承継会社の経営状況及び国際金融市場の動向との関係で、どのように今民営化各社の状況が推移しているのか。そのことに問題はないのかという視点でございます。現実に準備されております法案が影響力を持ちつつあることから、今日は皆様方においでをいただいているわけです。

どういたしましょうか。最初に資料をご用意いただいておりますので、簡略にご説明をいただいで、それから質疑とさせていただいてよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

○高橋参事官 よろしゅうございますか。内閣官房郵政改革推進室の高橋と申します。よろしくお願ひいたします。

ご案内いただいたということで出席させていただきました。いろいろご意見、ご質問等ございましたらお答え差し上げたいと思いますが、その前に郵政改革関連法案というものについての概要を簡略にご説明差し上げたいと思います。

まず、その一番上でございますが、従前の流れと書いてございますが、少しおさらい的でございますが、まず21年10月20日に郵政改革の基本方針というものが閣議決定をされました。それとまた並行してといたしますか、その後、郵政株式処分凍結法と——略称でございますが——言われている法律によって郵政株式の処分凍結等をされたという状況にございまして、現在は

そういう形で株は売られていないという形でございます。

その後、22年4月30日に郵政改革関連法案、後ほどご説明させていただきますが、閣議決定、国会提出で、その法案は一度国会閉会に伴い廃案となりまして、10月に技術的な修正を除いてほぼ同じものを提出いたしております。その法案自体は継続審議になりまして、今国会にそのまま国会にあるということでございます。以上が今までの流れでございます。

次に、法案の概要をご説明申し上げます。

法律案の名称でございますが、その前にこの法案をつくった趣旨、理念みたいなものを少し口頭で補足させていただきます。これは郵政改革法案の冒頭に書いてあることがございますが、まず、その郵政民営化というものがスタート地点としてこの考え方でありまして、郵政事業の実施主体が日本郵政株式会社、郵便事業会社、郵便局会社、貯金銀行、保険会社及びいわゆる機構ですね、独立行政法人ということに分割されて、日本郵政株式会社が郵便貯金銀行、郵便保険会社の株式の全部を処分するということにされたことなどによりまして、郵政事業の経営基盤が脆弱となって、その役務を郵便局で一体的に利用することが困難になることとともに、全国で公平に利用できることについての懸念が生じているということがまず問題意識としてございました。

それは前段について申し上げますと、例えば郵便局長による集荷が難しくなったとか、郵便事業会社の職員が貯金を預かったりすることが難しくなったとか、あとは郵便物を持ち戻ったときに、ゆうゆう窓口と郵便局の窓口で併設してあってなかなかわかりにくいとか、苦情対応であるとか、年賀の販売の競合であるとかそういうような話がいろいろ出ておりました。そういったことで一体的に利用することが困難になっているのではないかと。また、金融ユニバーサルサービスが制度として義務づけられていないということで、全国において公平に利用できることについて懸念が生じているのではないかとということを考えまして、郵政事業の経営形態を見直しまして、具体的にはその合併等を行うとともに、金融ユニバーサル、金融の窓口業務のユニバーサルサービスを義務づけるということで、郵政事業にかかわる基本的な役務が利用者本人の簡便な方法によって、郵便局で一体的に利用できるようにということと確保するとともに、将来にわたってあまねく全国で公平に利用できるようにすると、そういう改革を行うというのが基本的な視点でございます。基本は現在の株式会社形態を株式会社のもの踏襲しまして、業法の規制も民営化法同様に各業法の規制を受けると。その上で、経営の自由度を高めるとともに、競争条件の公平性という観点から、ほかの事業者にはないような上乗せ規制を設けたりしております。

そういったことを少し整理して書かせていただきましたが、まず、1番目の法律案の名称ですが、全部で3本ございます。1本目が郵政改革法案でございます。これは郵政民営化法案と似ているといえますか、法技術的には同じような位置づけになるのかと思っておりますが、改革のやり方を書いているということでございます。郵政改革の基本方針であるとか、郵政改革推進委員会という委員会をつくりませんが、その組織・事務、日本郵政株式会社等の合併、関連銀行、関連保険会社というのが後で出てまいります、そういう業務の方法・内容の届出ということで、改革をどういうふうに進めていくのかという基本理念とその方法について書いてございます。

2番目が日本郵政株式会社法案でございます、これは日本郵政株式会社という会社を特殊会社として見ていくための恒久法でございます。具体的には合併後の日本郵政株式会社でございます。後でご説明差し上げますが、日本郵政株式会社は郵便局会社と郵便事業会社と一つになっていけば新日本郵政株式会社と郵政改革法案によってなるわけですし、その新日本郵政株式会社となった後の日本郵政株式会社について記述しているのがこの日本郵政株式会社法案でございます。特殊会社の例にありますように、日本郵政株式会社の業務や責務を書くとともに、関連銀行、関連保険会社と契約を結ぶというようなことが書いてございます。

最後の(3)がいわゆる整備法と言われているもので、上の2つの法律の制定または改正等に伴う整備が必要になってくるものと。これは割愛させていただいておりますが、例えば廃止する法律、後に出てきますが郵政民営化法や凍結法を廃止したり、整備ですね。例えば今まで郵便局会社と書いていたものが日本郵政株式会社となることによって、改正が必要な法律が技術的・機械的に出てきますので、そういった整備等を行っております。

法律案の概要でございます。まず、1つは先ほど申し上げましたように、日本郵政株式会社と郵便事業株式会社と郵便局株式会社を会社と書いていますが、日本郵政株式会社のことで、存続会社として平成24年4月1日を効力発生日とする合併を行います。この合併は、合併の際に実施計画というものを出示してもらいまして、各種法令の許認可にかかわるチェックを行うことにしております、その許認可に到達できないというようなことがあった場合は命令と罰則というものがございます。そのでき上がった日本郵政株式会社の議決権の3分の1を政府は保有すると。例えばNTTが3分の1保有していたり、今の日本郵政株式会社も3分の1保有でありますので、その下に郵便局会社、郵便事業会社が100%ぶら下がるというような形を一つの会社にしつつ、政府は3分の1を持つという形になっております。

合併後の日本郵政株式会社についてですが、会社は郵便の業務と銀行窓口業務と保険窓口業

務、これで銀行窓口、保険窓口と書いてありますが、今まで言っていたところの郵便・貯金・保険というものに近いラインでございます。関連銀行、関連保険会社の株主としての権利の行使等を行います。これにつきましてはちょっとまた後で出てまいります、関連銀行、関連保険会社という金融ユニバーサルサービスをやるために必要な銀行と保険会社と契約を結んで、その会社の株を3分の1持ってくださいと。そして、権利の行使によってユニバーサルサービスを実現してくださいと、そういう建付けになっております。

そのほか、郵便局を活用した地域住民の利便の増進に資する業務というものは今の郵便局会社にあるものですね、それをやっていただきますと。それ以外の業務について届出で行うというところでございます。

会社は郵便の役務、簡易な貯蓄、送金、債権や債務の決済の役務または簡易に利用できる生命保険の役務というもので、郵便・貯金・保険と言っているものに類似でございますが、まず、郵便と保険と銀行のサービス、特に保険と銀行の窓口のサービスをちゃんと簡便な方法で利用できるようにしましょうと。それを郵便局で一体的に、かつあまねく全国で公平にと、そういうことをするための会社です。そういう責務がありますということ条文中うたっております。

次に③でございますが、会社はあまねく全国において利用されることを旨として郵便局の設置をしなければならないと。これは今でも郵便局の設置義務はありますけれども、今は郵便局というのは郵便窓口業務を行うということだけですので、それが郵便窓口業務、銀行窓口業務、保険窓口業務という3事業に広げた形のものであるところの郵便局を全国に設置してくださいということでございます。

次に、会社は銀行窓口業務契約と保険窓口業務契約というものを関連銀行、関連保険会社というところと結んでくださいと。結んだ契約を総務大臣に事前に届け出てくださいということでございます。これは、銀行窓口業務と保険窓口業務を全国でやってくださいということが金融ユニバーサルサービスとして求められていることですが、それをやるためにはその銀行窓口業務、保険窓口業務のソースとなる銀行と保険会社が必要です。そのソースとなる銀行と保険会社を関連銀行、関連保険会社というふうに称しておまして、そこと契約を結んで、その銀行が日本郵政株式会社に窓口業務を、保険が窓口業務を委託するという契約を結んでくださいと。その契約を届け出てくださいということになっております。そして、その契約をきちんと履行していただくというユニバーサルサービス確保の意味において、⑤会社は関連銀行及び関連保険会社の議決権の3分の1を保有するということがうたわせていただいております。

次のページでございます。

関連銀行、関連保険会社でございますが、預金と保険の金額についてはいわゆる限度額の規制がかかります。これは違反した場合は勧告・公表ということになっておりまして、恒久規制としてかけるということになっております。今でもその政令で定めることになってはいますが、それを恒久化していくということでございます。

次に⑦でございますが、会社は上場企業が公表する情報を勘案して総務省令で定める情報（非上場の間）、届け出た業務の内容、郵便局の設置状況等を公表しなければならないと。これは情報公開規定を新たに設けておりまして、非上場の間、株式を公開等する前のも上場企業並みの情報公開を義務づけるということにしてございます。また、これにあわせて、郵便と銀行代理と保険募集のそれぞれについて経理を区分して、かつそれを総務大臣に提出して公表してくださいという収支区分の話を3事業ごとに設けて、それを明らかにするよう求めております。その他特殊会社にある、一般にあるような会社の報告、監督等に係る事項も規定しております。

次に、関連銀行及び関連保険会社の業務の内容・方法でございますが、これは先ほど申し上げておりましたのは日本郵政株式会社という恒久法、組織法、会社の法律に書いてございますが、この（3）は郵政改革法案だけに書いてある改革のプロセスとしての業務等について定めています。何かと申しますと、関連銀行と関連保険会社は一定の期間、業務の内容、方法を届け出て、届出内容を遵守してくださいと書いてございます。これが先ほど申し上げました関連銀行、関連保険会社に対する上乗せ規制というものでございます。それは同種の業務、②に書いてありますが、同種の業務を営む事業者との競争条件の公平性であるとか、利用者の役務の適切な提供を阻害するおそれがないというものでなければいけませんということが書いております。それを守ってください。守らないおそれがあるときは勧告ができることになっております。勧告した場合は公表でございます。

ここで郵政改革推進委員会というのが出てまいりまして、その勧告の際は郵政改革推進委員会の意見を聞かなければならないと。いわゆる第三者機関でございます。その委員会はその意見を述べるほか、大臣の諮問に応じまして勧告の基準であるとか、どういうときに勧告するかということや関連銀行、関連保険会社の業務にかかわる政策に関する重要事項を調査審議しますということでございます。

最後に、関連銀行、関連保険会社というのは名あてになっておりませんで、どういう銀行かということ特定してないんですが、郵政改革法案におきまして合併時、つまり初期設定の時点において郵便貯金銀行は関連銀行、郵便保険会社は関連保険会社となりますと、そういう

形の契約をきちんと結んでくださいということを初期設定の実施計画の認可の条件にしております。

この一定の期間、関連銀行、関連保険会社の上乗せがかかると申しますのは、いつまでかというのが一番下に明朝体で小さく米印でこのページの一番下を書いてありますが、難しく書いていますが、簡単に申し上げれば政府が日本郵政株式会社の議決権を保有している率が2分の1以下になって、かつ日本郵政会社が保有している関連銀行または関連保険会社の議決権が2分の1以下になると。つまりどっちも50%以下になったときにこの規制が解除されます。または関連銀行、関連保険会社に郵便貯金銀行か郵便保険会社がなくなってしまったとき、関連銀行は郵便貯金銀行と郵便保険会社が初期設定でなりますが、未来永劫そうなるということはこの法は保証しているわけではないので、仮にそういう場合、郵便貯金銀行が関連銀行でなくなった、郵便保険会社が関連保険会社でなくなったときであって、かつ政府保有の議決権が2分の1以下になったときは解除されるということになります。関連銀行、関連保険会社それぞれに解除の要件が設定されているので、どちらか解除されたら両方ともフリーになるわけではなくて、銀行は銀行、保険は保険でそれぞれ解除の要件になると。両方解除されたときに郵政改革推進委員会は廃止ということになってございます。

その他でございますが、先ほど申し上げましたけれども、郵政民営化法の廃止、郵政株式売却凍結法の廃止ということを整備法でやっております、それに伴う経過措置、特例措置等を規定しております。施行日は24年4月1日。ただ、郵政改革の理念、基本方針とか基本的には速やかに施行可能なものはなるべく早い時期、つまり公布の日であるとか、民営化の廃止経過措置は公布の日から3カ月以内で政令に定める日であるとか、推進委員会は1年以内で政令に定める日ということで、それぞれに少し差を設けつつ、引き続き行うということにしております。

最後のページは、議論のわかりやすさといいますか、簡便のためにつけさせていただいてまして、左側は現在でございます。改革前と書いてありますが、政府が3分の1持株会社の株を持って、郵便事業会社と郵便局会社が100%でぶら下がっております。黄色で書いてあるのがいわゆる特殊会社でございます。郵便貯金銀行と郵便保険会社は、今は100%持っておりますけれども、29年9月30日までに完全処分義務ということが郵政民営化法には書かれております。凍結法で凍結されているという状況でございます、この2社は業法に基づく一般会社で特殊法人ではございません。

改革後でございますが、政府は先ほどの黄色い3つの会社を合併した会社の3分の1を保有

することにしております、特殊会社にそれはなります。その下の関連銀行と関連保険会社というのは業法に基づく一般会社でございます。その3分の1超を保有してくださいということでございまして、それぞれとは金融窓口業務契約を締結しておりますし、当然その業法の規制も郵政民営化法でかかったようにかかっているということでございます。

すみません、ちょっと長引きましたが、以上でございます。

○田中委員長 どうもありがとうございました。それでは、この法案の骨子のご説明をいただきましたので、これからの討論についてです。現在の日本郵政株式会社のもとに、傘下としてあります各会社の民営化の実情について伺いたい。この法案提出以降、多少混迷があるかと私は思っています。民営化の趣旨を呈してもともと郵政民営化関連法にかかわって民営化の内実を確かなものにする努力が行われてきました。それぞれの会社で反映すべく努力してきたこととの関連で、今回用意されています法案の枠組みがどういう影響を持っているのか。既に影響を与えているというふうに判断していいと私は思っていますけれども、そこに絡んで今日は議論を進めたいと思います。冒頭言いましたけれども、これから行われるであろう立法府での議論を別に先取りするつもりで、法の改廃にかかわる議論を直接行うつもりではありませんので、それを前提に議論を進めたいと思います。

それでは、まずご質問あるいはコメントという形で委員の皆さんからいただこうかと思いますが、野村さん。

○野村委員 中央大学の法科大学院の教授をしています野村でございます。よろしく願い申し上げます。

一番最初に今回の改革法の理念と申しますのは、目的のところ、第1条に書いてある事柄についてご説明をいただいたわけでありましてけれども、あるいは3条だったですかね、基本理念を書かれているかと思いますが、そこで例えば問題点として指摘されていたものの中に、例えば郵便局長の集荷ができなくなったとか、あるいは総合担務の業務ができなくなったとか、あるいはゆうゆう窓口と、それから郵便局の窓口と並存していることによる混乱とか、そういうようなことをいろいろご指摘いただいたんですけれども、それらは問題点として上げられていたことの中で、法改正をしなければ解決できないものと、それから法改正をしなくても解決できる、技術的に解決できるものはあると思うんですけれども、法を改正すればいろいろ改正、一括して改善することも可能だと思うんですが、法改正をしなくても改正できる可能性のあったものというのはどういうように整理できるんでしょうか。全部法を変えなければ直らないようなものだったというご理解なのか、それとも技術的に対応可能なものもあったというふうに



ご理解いただいているのか、その点をまずご説明いただければありがたいというふうに思っています。

○田中委員長　ちなみに我々委員が2009年3月末に提出したものは、民営化に伴って、国民が利便を本来受けるはずなのに郵便局会社と郵便事業会社との間の仕切りができたこと、それから、ゆうちょ銀行、かんぽ生命株式会社が別の実態になったことによって利用者利便が損なわれている可能性、それをどうやって克服すべきなのかについて触れています。我々が2009年3月の時点で調査した上で、ある範囲までは郵政民営化法の枠内でできるはずだと。一部に利便が損なわれているという声が我々が調査したときになかったわけではない。でも、それは郵政民営化法の枠内において、それぞれの事業会社のご努力によってできるものは多くあるというのが我々の委員会での総括であったと。今、野村委員が言われたのはそういう我々のこれまでの調査審議にかかわるプロセスの中で出たものというふうにお考えいただければと思います。

○高橋参事官　はい、わかりました。3年ごとの見直しでも局長の集荷とか郵便事業会社の職員が貯金を預かったり、払い戻しを持ってはいけないというお話が出ていたことは承知しております。それについてその成果を見きわめるにはもうしばらく時間が必要であるが、取り組みをさらに積極的に推進していくことが望まれるというご見解であったということは承知しております。私ども、会社が違っていてもある程度吸収することができるものというのは、それはあるだろうと思っております。例えば連携をすることによって解決できることはあるかもしれないと。

ただ、この話は多分2つございまして、1つは業法の規制によってやられているものが多分ありますと。例えば郵便事業会社の職員が貯金を預かって払い戻してくるといのはいろんな手法があるのかもしれませんが、一番ストレートなやり方は銀行代理業になることだと、郵便事業会社の職員が。では、それは現実的に日本郵政株式会社がやっていたかと。それをやるつもりが郵便事業株式会社にあったかという、銀行代理業はそれなりに体制も整備する必要がありますが、許可なり認可なりが必要になるわけですね。1つずつ工夫でできなくもない部分もありますけれども、ただ、どうしても会社が違う、ガバナンスが違う状態の中で迂遠になることは否めないというふうに考えております。それは郵便局長の集荷についても、貨物自動車運送法なりの許認可が必要になってくるわけで、それを今の状態でやるとするならば、郵便局会社、郵便事業会社ダブルでそれぞれ許認可をとっていくということになります。そうするのであれば、一体的にやるのであれば一つ合併する方法もあるのではないだろうかというのが考え方としてはございます。

もう一つの考え方としてございますのは、まず、今の状態は一体何を目指しているのかというところでございますけれども、まず、その郵便事業会社なり郵便局会社なりがそれぞれの分野において専門性を発揮して、それぞれの分野できちんと自分の専門分野に力を入れてやっていくということでございまして、それは一つの思想として民営化法の中にあると思います。では、それが実際にやったときにここにも書いてありますが、郵政事業が3事業一体で行われた経緯を踏まえると、一体感を持って提供されることは大事ですという話とどう折り合っていくのかという話はございますが、それを考えたときにそれぞれの業務分野、郵便は郵便をやってください、郵便局会社は郵便局の窓口ネットワーク業務と当時言っていましたが、そういうことをやってくださいということをするのがどうなのかと。それをやりながら郵便局会社の人も郵便をやり、郵便事業会社の人には貯金窓口業務、保険窓口業務をやりということをどう考えるかと考えたときに、私どもは一体化してやったほうがいいものなのであれば、それは合併によって解決されるのであればシンプルな形で合併したほうがいいのではないかというふうに考えたという次第でございます。

○野村委員 前段の部分なんですけれども、そうなりますと、認可の手續や認可要件のために整備しなければいけない体制づくりというのを免除したということになりますね。

○高橋参事官 免除、それは体制づくりはもちろん業法に基づいてやるわけですから必要です。

○野村委員 いや、合併させてしまえば解決してしまうということであれば……

○高橋参事官 少なくとも認可書が2枚要らなくなったということはあるんでしょうね。

○野村委員 そうですけれども、むしろきちっとした体制を整えてさせて、一般の人たちがやろうと思えば、受けなければいけない認可というのがあるわけですが、それを受けずに済むような形の法律をつくったと、そういうご趣旨でよろしいですか。

○高橋参事官 それは合併することによって必要な手續はきちんととっていると……

○野村委員 いやいや、それは合併の手續と認可の手續は違いますから、それは最初におっしゃったとおりで、認可をするのは大変なので、認可せずとも済むように合併の手續をとらせたと、そういう理解でよろしいですか。

○高橋参事官 それは違います。私が申し上げているのは、一般の企業であつてもばらばらに認可をとることもできれば、合併をしてそれを実現することもできます。そのうちの合併をして実現するほうをとったと、そういうふうにご理解いただければと思います。

○野村委員 いやいや、一般の会社は合併できないんですよ。これ銀行持株会社なので、事業会社はできませんからね。事業できないので、一般の人はできないことをやっていますから、

それはそもそもできないですよ。だったら、普通だったらこれはもとの形で、銀行代理店になるしか、一般事業会社がやっていたら、なる道はそれしかないわけなんです、それを可能としたということですね。

○高橋参事官 すみません、ちょっと議論を整理したいんですけども、一般の企業で合併したとできることもありますし、一般の企業で合併したとできないことも多分あると思います。許認可を2つとらなければいけないのが大変だから、体制を整備したくないから合併という道を選んだのかというと、それは違いますと申し上げます。ただ、もともと合併してはいけない主体であるんだらうと。それは銀行法上認められていないんじゃないかというのは、体制整備の話とまた別に存在しているのではないかと、そういうご指摘という意味でおっしゃっているんですか。

○野村委員 そうですね。そうだとした場合は、道としては現行法を改正しなければ合併はできませんので、要するに普通の銀行法が普通に適用されていると銀行持株会社はもう厳然とした兼業規制がかかっていますので、銀行持株会社が事業をやることはあり得ないわけですね。そうしますと、今のもともとのいわゆる純粋持株会社でしかあり得ないので、そこに事業をくっつけることはできないですね。そうしますと、合併という解決の道がないわけなんです、そうするととり得る道というのは、許可を受けて銀行代理店になるしかなかったんじゃないかと思うんですけども、その道をもしハードルが高いとお考えになって改正させたということになれば、そこはやや免除したということになるんじゃないかというふうに論理的にはつながると思うんですけども、それは違うんですか。

○高橋参事官 まず、銀行法上認められていないかという問題と、こう言ったらあれですけども、何か難しい道を選びたくないからやっぱり楽なほうがいいだろうということではなくて……

○野村委員 いやいや、そうじゃないんですけども、ただ、本来禁止手なわけですよ。銀行法上の禁止手ですから、それをやらなかった場合は何をしなきゃいけなかったんでしょうかね。

○高橋参事官 基本的な問題として申し上げますのは、その銀行法の持株会社規制ですね。持株会社規制について、ではそれをどういうふうに解決していくかということは考えました。それを解決するためにいろいろ条文には書いてございますが、それはまたちょっとご説明差し上げる必要があればしますけれども……

○野村委員 それは承知しています。

○高橋参事官 それをやるということをきちんと確保すれば、金融行政上の問題はないんだろうということですよ。

○野村委員 そこをやって差し上げたわけですよ。それ、もしやらなかった場合に、当時できたことというのは、それはやはり銀行代理店になるという道で、総合担務の道を開くという可能性はあったと思うんですね。それを当然選択することに世の中の人たちが非常に強い期待を持っていて、総合担務の復活が強い声になっているとか、あるいは窓口業務の分断等について合理的な解決を図るということの上で、代理店になれば解決するというのはだれもが考える道なわけですね。その代理店になって解決をするという道をやるときに経なければいけなかったものが少なくとも経なくてもよくなったということは言えるわけですよ。

○高橋参事官 前提の考え方として私どもこう思っておりますのは、では今の郵便事業会社と郵便局会社と貯金銀行なりが分かれている状態、特に郵便局会社はもともと銀行代理をやるということで、最初の改革の民営化の最初からそういうふうになっているわけですね。郵便事業会社はもともとそうではないわけです。つまり郵便事業会社が貯金を預かったり払い戻したりするために、具体的に彼らは何をする必要があるかということ、全国でやっているわけじゃないですからそんなに数が多いわけではないです。そのために銀行代理業をとるかどうかというのは、当然にそうなるかどうかというのは予見ができないと。むしろやらない可能性もあるというふうに考えているほうがいいのではないかと考えています。

○野村委員 いや、でもそこはあれですよ、100%子会社で国の管理下にあった事業ですからね。国がそこを行政指導して銀行代理店業としてきちっとやりなさいと指導することは十分可能だったわけで、それは別に法律を改正する必要のあった話にはつながらないと思うんですね。ちょっと法改正そのものはあれですが、一応確認できたのは総合担務やゆうゆう窓口等の分断、こういったようなことは技術的には解決可能だったということで、法案が通ればそれは技術的な解決をしなくても済んだと、それは間違いがないということですよ。

○高橋参事官 ちょっとすみません、お伺いしたいんですけども、郵便事業会社は郵便事業を行う会社であって、それ以外は経営体の判断によって認可を受けて行うことができる状態ですけども、国が100%、今は少なくとも100%、将来的にも間接的に3分の1があれば銀行代理業をやらせることができると、そういうことでございますか。

○野村委員 いやいや、それは経営判断として世の中の人たちがそれに対して不満を持っていて、事業体としてそれが必要だと、そういう世の中のニーズがあるとお考えになられたから改正を図られたわけですよ。それはビジネスをやっていると、世の中の人が必要だ、

必要だと言えればそれはやるわけで、そのときにももちろん会社のほうがそれを選択するという道に対して、むしろそういう方針について政府のほうの側としてもそれは望ましい方向ですよというような形のスタンスをとるということは十分考えられるはずだというふうには思いますけれども。

○高橋参事官 郵便事業会社の職員が貯金を受け取ったり払い戻しに行くというのは、それがペイするかどうかは別にして、社会的に大事なことだと思っております。それを実現するためには、政府はできるだけ彼らがやりやすいようにしてあげることが必要です。もちろんやるべきことをやらないで、コンプライアンスも全然維持しないでいろんな人に迷惑をかけたり法令違反、もう本当に大変なことになるような法令違反をしているということは避けるようにきちっとやってもらわなきゃいけないわけですが、その範囲内において彼らがそういうことをやりやすいような環境をつくっていくことは必要だと考えました。

○野村委員 すみません、続けてあと1点だけ伺ってもいいですか。金融のユニバーサルサービスのことをちょっとお伺いしたいんですけれども、金融のユニバーサルサービスというもののニーズは、具体的にはどういう形であらわれていて、何を国民は欲しているというふうにとらえられたのでしょうか。

○土屋参事官 金融ユニバーサルサービスにつきましては、金融サービスについて金融業一般については提供義務というのは課されていないという現状でございます。そういうことに対しまして、2万4,000の郵便局を通じて、全部ではありませんが、金融サービスが提供されている現状というものはまずございます。こういった現状を将来的にもあまねく確保していてもらいたいというニーズがあるのではないかと、そういう国民に対する期待に対して、それを制度的にも長年、これから将来的にも確保できるようなものを制度的に確保したいという発想でございます。

○野村委員 ごめんなさい、抽象的なことはわかるんですけれども、例えば具体的にどこの地域にその郵便局がなくなって金融サービスが受けられなくなった地域があったのか、あるいはATMではだめなのか、コンビニエンスストアでATMがあって、それで金融サービスを受けるといってそれではだめなのか。あるいは郵便は行っているわけですよ。そうすると、先ほどの話でいきますと、総合担務というものが回復できれば、そこで郵便だけではなくて金融サービスの窓口をいわば総合担務の人がかつてそれをやっていたわけですよ、過疎地においてですね。まさに郵便を運びに行きながら預金を受け取ったりとか保険の契約を引き受けてきたりというようなことをやると、そういう選択肢では、これは今困っているとおっし

やっている方々のニーズは満たせなかったのでしょうか。

○高橋参事官 一応法文のご説明だけ差し上げておきますと、まず基本理念に書いておりますのは、金融ユニバーサルサービス、窓口ですけれども、窓口のユニバーサルサービスを行うということの前段でうたっておりますのは、そういったことが郵便局で具体的に郵政事業の役務を郵便局で一体的に利用することが困難になるとともにの後に、全国で公平に利用できることについて懸念が生じている事態があるというふうに申し上げておまして、法案の建付けとしては懸念が生じているということとして、それは例えば「3年ごとの見通し」にもありますけれども、郵便局以外に金融機関はないので、郵便局は存続してほしいという声もありますし、与党の決定プロセスの中で地域のヒアリングをやった中でそういう声もありますし、そういう心配、懸念に対して対処しているというのがこの建付けではございます。

○野村委員 懸念はいいんですけれども、懸念にしてはちょっと大きな根拠になっていまして、金融のユニバーサルサービスの実現こそが恐らく法案の私は唯一の根拠になっているものじゃないかなと思うんですね。ほかの技術的な問題についてはかなり技術的に解決できるわけですけれども、金融についてはビジネス的に見ると、過疎地でペイしないという状況があったら減っていつてしまうんじゃないかという懸念があるから、それでやっているんですというのが大義になっているんですね。

しかし、その実態は本当の意味で深刻な、もう本当にこれ、いわゆる海外によくあるような口座を設けるのにお金が必要なので、金融を利用することができない人たち、金融難民みたいな人たちですね。こういう人たちが日本のあらゆるところに発生し始めているというような、そんな話じゃないわけですね。ある意味では郵便局という建物がなくなって、コンビニの中のATMだと何か今までよりそっけないわねと、顔を見てやったほうがいいよねと、そういうレベルの話で、場合によってはコンビニのカウンターの人が銀行代理店をやれば済んでしまうかもしれない話かもしれない。諸外国ではそうやっているわけですね。私たちは海外も見てきましたけれども、海外ではコンビニの人が窓口をやっているわけですね。そういうような形の状況の中で済んでしまうような問題というようなものを大きくとらえて、この大がかりな法改正につなげているんじゃないかというふうに見ている人もいると思うんですが、本当にそのニーズというのは深刻だというふうにお考えなのでしょうか。

○土屋参事官 我々としましては、この法律をつくるに当たってさまざまな関係者からご意見をいただき、地方での公聴会等も開いております。そういった中で実際の数字といたしましては、現在金融サービスが提供されていないような市町村が21ありますですとか、農協も除いて

金融機関がないと。農協はあるけれども、ほかの金融機関がないというところが154あります  
ですとか、あと全銀協さんがよくおっしゃいますATMがないところは16であるというような、  
そういった実態等も考慮し、地域の声、地方の声を伺った上でやはり先ほどコンビニで済むの  
ではないかというかもしれません、そこはまだ制度的には何も担保されてはいないわけでは  
ないから、そういうものを全国に提供していく手段の一つとしては、今ある郵便局のサービスとい  
うのを利用して、それが今は経営的な判断によって実質上は民営化以降保たれていますけれど  
も、その状況が将来的にもあまねくキープされるようなところを制度的にも建付けたというの  
が法の趣旨であると理解しております。

○野村委員 意見を申し上げるのは差し控えますけれども、そういうところにだけ公営の、国  
が100%出資でもいいと思うんですけれども、公営の店舗を構える金融機関を設置されるとい  
う選択肢もあるんだと思うんですけれども、それをなぜこの郵便事業会社にやらせなきゃいけ  
ないんですか。民営化されてしまっているのに。

○土屋参事官 まず、公営の店舗を設置するという事……

○野村委員 それをつくられたらいかがですか、国で100%。

○土屋参事官 それはだから、今の法案は3分の1保有というのを義務づけておるんですが…  
…

○野村委員 いやいや、ですから、もう民営化してしまって上場を目指していた人たちにそん  
な仕事をさせるんじゃないくて、こうやって穴があいていて困っているんですから、そこは不採  
算な場所ですから、民間に任せるんじゃないくて国が貯金公社みたいな感じのものをそこだけ店  
舗もあるような、そういうものをつくるという選択肢はなかったんですか。

○土屋参事官 それは立法論としてはありますし、その場合に税金を投入するのかどうかとい  
うような話もあるかと思いますが、我々としては今ある郵便局ネットワークを使って、あ  
るものが存続するような国民の税金を投入せずというやり方が一番いいのではないかとい  
うことで、こういう法案をまとめております。

○野村委員 税金はどっちが使うことになるのかよくわからないという感じはしますけれども、  
いずれにしても不採算のところをやらせるわけですから、その部分について何らかの形で国民  
はみんなで分担する形になる。例えば郵便業で負担するなりなんなりという話で、事実上それ  
は国民の負担ですから、形式的に税金という形をとらなくてもその分についてみんなで負担し  
ましょうということを決めるということは一緒だというふうには思いますけれども、ちょっと  
そこは議論するつもりはありませんが、一応法案のつくった思想みたいなものはわかりました

ので、以上で結構でございます。

○斎藤委員 法案をつくるというのは前向きな改革だというふうに当然考えます。先ほどヒアリングをなさったと伺いました。改革、どういう法案にするというような概要も伺いましたけれども、どうも伺っていると懐旧というか、昔こういうことができて便利だったのに、これが今できなくて不便だというような、どちらかというとも歩前進するよりも昔に戻りたいという法案のように素人には聞こえるんですね。ヒアリングをすれば、どうしても昔あったものを懐かしみ、それをまた戻してほしいというのが人間の情だと思うんです。これができない、その代わりに例えばバスで回遊してサービスを提供しますとか、代替案を用意しておいて、こういう方法もある、こういう方法もある、あなたはどのようなものが欲しいのですかというような形で市民に聞くのと、前のサービスと今とでどうですかという聞き方をするとするのはかなり違ってきます。アプローチの仕方によって、誘導尋問的な側面がどうしても出てくると思うんです。そのあたりの心理学的なものというのはどのくらいお考えになったんでしょうか。

○高橋参事官 かなり難しい質問、なかなか心理学的なもののもちょっと私も詳しくないものですからあれですけども、一つの解決をするためにいろんな道があるというのはまさに先生おっしゃるとおりだと思います。それはまさにオルタナティブというのはかわりのものということですかね、そういう幾つかのやり方もあれば、今までやってきたことを純粹にやるというやり方もいろいろなやり方があると思うんですけども、私どもが検討した中では郵政改革の前にやっていた郵政民営化なりいろいろあるけれども、その中でやってきた流れの中であったサービスがなくなってしまったということは、私どもがそうですよねと言っているわけでもなくて、公聴会で説明をしている中で普通に出てきたり、まさに民営化委員会の際につくられた3年ごとの見直しの中でも論点としては触れられているわけですね。その触れられている論点自体は実際ある中で、ではそれをどうしていくのかというのは1つや2つじゃなくて、やっぱりいっぱいあったわけです。

そうすると、民営化というものを、株式会社化して、ある一定の株を売っていくと。全株というのものもあるかもしれませんが、ちょっとそこはこの議論ではないので置いておいて、ある一定の株を売っていったって経営の自由度と効率性を高めるということを損なわないようにしながら、そうしたサービスをできるように、満足度を上げるようにしていくにはどうすればいいかと考えたときに、まず、貯金会社と保険会社というのは、もうこれは銀行・保険で一つの金融機関として競争しているので、これはちょっと一緒にするというのはなかなか難しいでしょうというような結論が出ました。一方で、郵便局会社と郵便事業会社が合併するということにつ



いてはご指摘がございましたけれども、ただ、それはできるんじゃないだろうか。それによって解決するサービスなりなんなりというものが幾つもあるだろうというふうに……

○野村委員 ごめんなさい、ぶら下がったまま合併するのは全然問題ないんですけども、ぶら下がったままで。

○高橋参事官 はい、その論点は先ほどの話ですね。

○野村委員 ぶら下がったまま合併することは問題があるとは言っていないので。

○高橋参事官 それをきちんと先ほどの金融の話も含めて、きちんと彼らに守るものは守ってもらいながらサービスで努力をすればできるのであれば、それが私どもの政策的判断としてはベストだと。1つずつ全部やっていくというやり方ももしかしたらあったのかもしれませんが、と考えました。

○斎藤委員 よろしいですか。私は野村先生のように法的なところは詳しくないので、ビジネスマインドで考えます。せっかく民営化をしてこれから創意工夫で新しいサービスをし、2万4,000あるネットワークをどういうふうに上手に使っていったらいいサービスが提供できて、それが国民にとってもプラスになるかという考え方に立つ。従来のサービスに戻らず、ほかに何ができるだろうかということを考えながら進めていくべきだと思うのですが、その視点が余り見えません。今まであったものを復活させたほうがいいんじゃないかということで、前進をしているような感じに映らないんですね。それに対して申し上げたのは、サービスを受ける普通の人は今まであってなくなったものと、現在の姿とこの2つの比較しかできない。そうではなくて、第三の道、第四の道というのを提示しながら新しいもっといいサービスを考えるというのが民営化した組織として当然考えることだと思うんですが、その部分が欠落しているような気がしたので、それでお伺いいたしました。

○高橋参事官 わかりました、ちょっとすみません。それはそういう部分の、そういう側面の切り口でうまく私どもが皆様に説明をできていたかという、なかなか下手だった部分もあったかもしれない。それはそうかもしれませんが。確かに後ろに戻っているような印象を先生はお持ちでしょうし、思っておられる方も世の中にはおられるかもしれませんが。そういう気はするところはないわけじゃないです。ただ、本質は今までやっていたいいものは残し、これからやっていったいいものはつくるということなんだと思うんです。郵便局の中で金融サービスを残してほしいという希望は非常にプリミティブな部分で、やっぱり地方の方はかなり持っておられるという感じがしておりますし、それはかわりにというのも確かにあるかもしれないんですけども、政策の課題としては、まずとにかく郵便局でそういう金融サービスをきちんとやっ

ていくということがありました。ただ、それとは別にこういういいサービスがありますと。もしかすると今までのサービスにないようなものが出てくるかもしれません。それは引き続きやっていただかないとやっぱりいけないわけですし、収益性もありますから。そういう意味では今回の会社は、この届出でそういった新しい事業ができるように統一しておりますので、できるだけまさに効率的で創造的なことをやっていただきたいと。それができると、そういう建付けになっていると私どもは考えております。もちろん特殊法人の規律の中でですけども。

○野村委員 どうして届出だけでできるんですか。どうして届出だけでできるようにしちゃうんですか。ほかの人たち、ほかの金融機関が例えば新規業務をやろうと思ったら、みんな認可とかいろんなことがあるんですけども、届出だけでできるようにするというにしたのは何か理由があるんですか。

○高橋参事官 この法律は届出が幾つか……。例えば金融関係の法令で届出ではなくて認可が必要とか承認が必要というものは、それはもちろん必要になりますと。なので、ほかの企業に比べて甘くて届出ということはないんです。では、ほかの特殊会社といろいろ比べたときにどうして届出でできるんですかというのは、多分そういうご趣旨かなと思うんですけども、それは届出もあれば認可もあれば、何でも自由にできると。届出にも実はいろいろございます。今回合併するものの中で郵便事業会社は認可でした。郵便局会社は届出でした。さあ、どっちにしましょうかと。届出であり、かつ認可であるということはないわけなので、どっちかにそろえろと考えたときに、できるだけ自由な経営判断でできるようにしてあげたいと。事後的にそれがおかしいのであれば、監督なりなんなりである程度、というより、かなりの部分は是正できると考えまして、そういう制度にさせていただきました。

○野村委員 やはり問題は銀行持株会社のところへ戻ってしまうんですけども、この絵の中に銀行持株会社又は金融持株会社で事業をやっている会社がないので、それとの比較ができないからそういうロジックになるんだと思うんですけども、もし銀行持株会社か保険持株会社に事業をやらせることになったとすると、本体の保険業やあるいは銀行業に対して与える影響が物すごく大きいので、恐らく当然のごとく銀行持株会社の一般事業についても金融監督当局に対する何らかの許認可というのを想定するのが普通だと思うんですね。そこが極めて危なっかしい状況の法律になっているということがやっぱり普通に金融法をやってきたものから見ると、もし一般に銀行法を改正して銀行持株会社に兼業規制を解除して兼業させるということになったら、機関銀行化の問題も出てまいりますし、それからリスク遮断の問題も出てきますから、どういう事業をやっているのかということについて届出で済ませるといような発想には

ならないはずなんですよね。そここのところの整理がどうしてそういうふうになっちゃったのかというのがよくわからないんですけれども、それは世の中に存在しないから比較する法律がないので何でもできちゃうような感じがしちゃったと思うんですけれども。

○田中委員長 今の論点に加えて申し上げたいんですが、この郵政民営化法の第19条のところで国際金融市場の動向、その他内外のございますが、これは金融機能について言えば世界を代表する日本における金融市場が世界的なシステミックリスクの源泉になるようなことがあってはならないということです。ちょうどこの期間、リーマンブラザーズショックの後、ボルカープランというのもしました。そして、現在ではsystematically important financial institutionという世界的に役割を負っている金融機関がシステミックリスクに至ることがないように、そこにはバランスシートも、それから業務の展開のあり方についても法令順守等はもちろんのこと、厳しい監視下に置くということになっています。

我が国では3メガバンクは恐らくこのsystematically important financial institutionに手を挙げていくと思われま。そこでゆうちょ銀行をどう考えるのか、今後民営化した後、そうしたsystematically important financial institutionにするというのが恐らく株式の売却を通じて国庫にお金を入れ、そして、このゆうちょ銀行で勤務している人たちに将来の仕事の夢を与えるということからいけば、アセットの規模からいっても世界で最も大きなバランスシートを持ったこのゆうちょ銀行のあり方について、世界的にシステマティックに問題がないという形をとり、もし疑義があるとすれば、それはもう入り口のところからその疑義は振り払うようなシステム設計が本来あるべき姿だと私は思います。

それに対して今、野村さんが言われたように、事業会社の下に銀行をぶら下げる、事業会社の業態については後ほどご説明をいただけるかと思いますが、財務の健全性についても、あるいは業務の堅牢さ等についても極めて問題が多いところの下にぶら下げた銀行について世界の目はとてもじゃないが、これはもうそうした仕組みにならないと考えるだろう。これではゆうちょ銀行に勤務している人たちあるいは株式を売却して国庫にそれなりのお金が戻ってくると考えていた人たちを裏切るのみならず、我が国の政府部局はこのsystematically important financial institutionという議論を言葉はともかく、世界にシステミックリスクを起こすようなことがあってはならない金融機関のサーバランスに先進国のみならず、今エマージング・エコノミーと言われるところまでそうしたサーバランスの対象にすべきだという議論が出ている中で、米国に次ぐ西側の規模を持つ国で、最も大きい資産規模を持つ銀行が銀行法上の規定とは別立てになりそうだと考え、一体どういうつもりで日本政府はこういう案を出すんだろう

と。国際金融市場の動向その他内外の動きに対して全く反応していない。我が国において金融活動に対する国民の要望はもちろんあります。その問題ならば今世界じゅうで起きているのは雑貨屋さんの店頭でカードの読み取り機を置いて、銀行代理店契約を結ばせれば金融サービスは津々浦々に至る。現金收受を行っている雑貨屋さんさえあればこの話は満たせるというのがもう世界的な受け止め方です。例えばインドもそういう方向でいっているわけです。

それをそのことのゆえに問題にするわけです。金融のユニバーサルサービスが大きな論点だということのようですが、それは世界における金融システムの中で一体日本はどのような位置に立つのかというテーマとどう関連するのか。我が国が97年から98年にかけてシステムックリスクに襲われたときには、日本の銀行というだけでドルの調達に当って余分の金利を支払わされました。ジャパンプレミアムと呼ばれました。もし今回のこの法案がそこについて全く配慮していないぞと、いろんな金融アナリスト、世界のアナリストがおいおい、日本政府は何を考えているところだと言いだしたらどうなるのか。システムティックにシステムックリスクを起こさないことに対してどういうサーベランス態勢をとり、そこにはどういう法令順守の体制を具体的につくり上げていくのかということを経済的に議論しているときに、世界最大のバランスシートを持った銀行を、あえて言えば赤字事業会社になるおそれが多いところの下につけて、銀行法上の規定も甘めにやろうという話だろうと、これは。これ一体どこに対しての問題の投げかけになっているのか。世界の金融アナリストがそう書いたときからジャパンプレミアムは発生するし、ゆうちょ銀行が持っている日本国債（JGB）にも疑義を持つ向きも登場する。アセットサイドから外さなければいけないときが来るね、という種の話が投資家に広がったらどうなるか。ゆうちょ銀行が国債を外さなければいけないほど定額貯金の引き出しが始まったときには、日本政府がみずからJGBの値下がりの引き金を引く法案をつくったと総括されるおそれについて、皆さん方の中で議論は少しでもあったのかどうか。私はそういう懸念をずっと持っております。

これは英文でそういう懸念を書くこの業界における金融アナリストが出始めたら、その日から日本政府は説明の責任を負うことになり、日本国民のために。どういうご準備をされたのか、どういう議論をなされたのかはぜひ聞いておきたいと思っております。

○土屋参事官 質問につきまして、ご指摘の点は事業会社に金融2社がぶら下がるという問題と、あと届出で何でもできるという野村先生のお話というのは、ゆうちょ、かんぽについての業務についてのお話ということですか。ではない。

○野村委員 いえ、ですから普通金融持株会社は、もし金融持株会社のほうに事業をさせると

すれば、その事業についての金融庁からの監視が及ぶというのが普通のつくり方ですね。例えば今、主要株主規制というのが銀行持株会社以外については事業会社について監督が及んでいるわけですね、検査も及んでいるわけです、事業会社に。そういうふうにして事業会社のほうのリスクが金融に影響を及ぼさないようにとか、あるいは事業会社のほうが脆弱に今まさに委員長おっしゃったように、脆弱になったら、ではそこから借りればいいじゃないかということが起こらないようにするために、その事業の堅牢性についてチェックをするというのが、これが恐らく筋道だと思うんです。そういう建付けになっていないこと自体が何とも不可思議で、どうしてそういう法律がつくれちゃうんだらうかというのが全く理解できないわけです。それは最初のつくりのところで、銀行持株会社と違う世界をつくっちゃっているんで、参考にする法律がないからフリーハンドのように勘違いされたんじゃないかと思うんですけれども、そこはもしその道に入るとすれば、今、委員長がおっしゃった懸念も含めて物すごい規制をそこに及ぼさなきゃいけないような世界のはずなんです、そこはなぜか参考になる法律がなければ何でもつくれてしまうというような感じの法律になっているように感じるんですが、いかがなんでしょうかという質問なんです。

私のほうの質問は結構です。むしろ田中委員長のご質問に対してお答えいただく、どういう議論をされて、国際マーケットに対する説明をこれからどういうふうに準備されておられるのかということについてお話しいただければありがたいなと思います。法律の技術的な問題をやっていますと、時間が無駄になるだけですので。

○土屋参事官 技術的など申しますか、法律の内容を説明しにまいりましたので。法律の建付け上、もともとの出発点からまずこの事業会社が持株会社のほうにぶら下がること、それによって金融のサービスが郵便局で提供されるように確保したいということがございます。そのためにこういう形態になっておりまして、一方で田中委員長ご指摘のような問題についても当然考えていかななくてはいけないと考えておりますし、この会社ができ上がる前にはもうご存じの内容でもあるかもしれませんが、実施計画というものをつくらせまして、みなし認可を与える前に実施計画をつくらせて、その実施計画の中では持株会社規制にかかわる基準に基づいて審査をするということになっております。ですので、みなし認可というのはただ無条件に与えるものではなくて、その実施計画という過程の中で金融当局によってしっかりチェックされると。ただ、その持株会社の規制だけですと、個々の会社の、グループ内の健全性というのが書いてありますけれども、事業遮断についてはどうなんだらうというところが明確にはなっておりませんので、それにつきましては、みなし認可で持株会社の認可を与える際に主要株主規制と同

じ基準が充足されるというのをみなし認可の条件としてつけております。ですので、その意味からは事業の各個別の会社の健全性だけじゃなくて、グループ内の各社間のリスクの遮断というところにつきましても、そこは金融当局によって手当されるような建付けにはなっております。

○野村委員 認可時だけですよ、でも。継続的監督には及ばないですよ。

○土屋参事官 いや、そのみなし認可はずっと生きておりますから、その認可条件はずっと生きております。

○野村委員 認可がおりた後もですか。認可の取り消しの事由になっている。

○土屋参事官 それはなり得ます。

○野村委員 条文に書いてある。

○土屋参事官 子会社の認可の取り消し事由になります。事業の遮断ができていないときには、持株会社の子会社である銀行の認可取り消しというところまで最終的には可能……

○野村委員 それは何法でですか。

○御園生参事官 改革法で規定しております。まさにそういう田中委員長のご懸念、銀行法の適用をどういうふうにかというのを改革法の中で考えておきまして、民営化法でも持株会社の特例を今は他業の制限について特例を設けておりますけれども、この改革法におきましては、郵便事業を継続してずっと行うという形になりますので、銀行法上やはり主要株主的な位置づけも当然重なってくるだろうということの前提の下に、郵政改革法の中で銀行法の特例としては、そういう他業については認めているんですけども、それ以外の銀行法の規定の適用を排除しておりませんで、例えば立入検査権であるとか報告徴求権であるとか、そういったものの規定の排除はしておりません。それに加えて、先ほど土屋から申し上げましたように、主要株主と同等の条件を銀行持株会社である間ずっと持ち続けなさいということ改革法の中で規定しております、少なくとも、事業リスクの遮断は主要株主と同程度にやっていたというふうに理解をいたしております。

○菊地企画官 特殊会社として日本郵政株式会社に対して郵便事業とかそういった各業務の適切な損益管理を図る観点から、業務の区分ごとに収支の状況を総務大臣に対して提出すると。それから、それを公表するということを義務づけておきまして、こういった仕組みを活用して適切な損益管理を図ることができるなど。

○野村委員 ちょっと頭の体操で恐縮なんですけれども、今の特例措置があるというのは、兄弟として事業を営んでいるところがあるということは、ちょっと今の銀行法の建付けから考え

ますと許されないものがくっついていたりとかといういわゆる子会社規制であるとか、そういうところの関係がありますね。そういうようなことで特例があるということは承知しているんですが、頭の体操として持株会社のほうに事業はさせずに、純粹持株会社の形にしたまま、下のほうで郵便局会社と郵便事業会社を合併させるという選択肢はなぜ排除されたんでしょうか。このほうが銀行法上のリスク遮断の要素は法人格によって一応遮断されやすくなる。兄弟間の利益移転はないんですか。

○御園生参事官 銀行法上の五十歩百歩と申しますとあれですけども、やはり子会社規制と本体規制とセットでそういう他事業リスクを遮断するという建付けになっておりますので、五十歩百歩なのかなと。少しは会社が違うという形態で、程度の問題はあるかもしれませんが、やはり子会社規制というのは銀行法上も前提になっておりますので、下にぶら下げるか本体でやるかということは、その銀行法上の観点からいくと余り大きな違いはないんじゃないかなというふうに考えております。

○辻山委員 ちょっとお伺いしたかったんですが、この後ろの図との関係で今日の議論は2つに分けて考える必要があると思うんですね。郵便事業会社と郵便局会社が別会社になっているために、そのことに伴ういろいろなこの間の不都合があった、不便になったという声がありました。そこで、この黄色の部分は持株会社が100%所有していますので、合体させて例えば事業部制をとるとか、そのレベルの話と、この右側の図でいきますと、もともと上場して株式の完全処分が予定されていた貯金会社と保険会社をその下にぶら下げるという話とはまったく別の話ですよ。前者のほうは色々な工夫の余地がある。この間のこの民营化委員会でヒアリングしたところでも郵便事業会社と郵便局会社の分離に伴って色々な問題が起こっているという声は確かにあったと思うんですけども、ゆえにこの貯金会社と保険会社を下につけなければいけないという議論がどう結びつくのか、2つの話がどうも一緒になっているということはどう考えたらいいかということ。全部で4つぐらい質問があるんですけども、今日いただいたペーパーの中で後ろのほうに上場、非上場の間という話が突然後ろのほうの⑦のところに出てくるんですけども、ここには3分の1超というふうに書かれていますので、持株会社もいずれ上場し、関連銀行、関連保険会社も上場というのが当然のこととしてそこに書き込まれているという理解でよろしいのかということですか。

それから、先ほどの説明ではこの下に下げることによってどういうことが考えられているのかということ、実際には業務契約によっていろいろ総合担務あるいは窓口業務委託を担保していくということなんですけれども、すると業務契約だけではなくて資本関係を持つということが

どうしてマストなのか、当然のことというふうにして考えられたのかということですね。

それから4点目に、この間にこの郵政民営化法ではなくて改革法の議論が出てくる中で宅配業務等、外に出していたものをもう一度中に入れていますが、そこで生じている現に続いている赤字というのがあるんですけども、将来的にこの改革法になることによって、この赤字の止血についてどういう見通しを持っていらっしゃるのかということなんですけれども、これが4点目です。もう一つ大きく聞きたかったことがあるので、ついでに言っちゃいますと、この基本精神というか基本方針というのが冒頭でうたわれていますけれども、目指しているところは同じなんでしょうか、同じじゃないんでしょうか、改革法と民営化法は。大きくどこが違うんですか。ちょっと5点続けて申し上げましたけれども。

○高橋参事官 ちょっと担当が分かれるかもしれませんが、答えられるところからでございます。

まず、合併するということと関連銀行、関連保険会社の株を持つという2つの事象はどうつながっているのか、ごっちゃになっているのかどうかという話で、それは3番目のご質問の資本関係をマストにするというのとちょっと近いと思いますので、一緒に答えさせていただきますと、基本的にはこの黄色い持株会社、郵便事業会社、局会社というのは3事業、郵便事業と銀行窓口業務と保険窓口業務ですね、この3つを郵便局でやってくださいと、そういう会社でございます。それは義務でございますから、果たしてもらわなければいけませんというのが建付けでございます。それをやるためには郵便事業は全部本体でやっておりますので自分でできるとして、銀行についてはですね、どこかほかにそれを委託してくれるところがなければいけません。そこで、では契約を関連銀行、関連保険会社と結んでくださいという話が出てまいりました。

そうすると、義務でやっている以上はそれがなくなってもらったら困るわけです。つまり関連銀行、関連保険会社がどういうところかはともかくとして、一度なったからには安定的・継続的にやっていただく必要がありますと。その一番ドラスティックな解決方法は関連銀行、関連保険会社というものを特殊会社にしてしまうというやり方がございます、手法としては。昔の公社とはちょっと違いますけれども、貯金特殊会社、保険特殊会社みたいな。そうすると、その規律が特殊会社法制でかかるので、間違いなく銀行が未来永劫郵便局に委託していくということになるんですが、貯金と保険というのはいまもう民営化して株式会社になっておりますし、市場競争の中で金融の競争を勝ち抜いていかなきゃいけないということもございますので、一般会社でありながら、そういう長期安定的に契約を担保する方法は何があるんだろうと考えた



ときに、最初に契約を結んで、ある一定の契約を結ぶことはできるんですけども、破棄できない契約、解除できない契約というのはどんな場合にもできないというのはなかなか難しいと思っ  
ていまして、そのための手段として3分の1、これはどちらかというとな防衛的な議決権数  
でございまして、具体的には定款変更をできないような最低限の議決は持っていてくださいと。  
逆に言えば、3分の2は売ってしまっても結構ですと。むしろ上場して売っていただいたほう  
が経営がいいということですから、それは望ましいことであるわけです。ただ、3分の1は持  
っていて関連銀行、関連保険会社としてきちんと契約を継続してくださいという株主権の行使  
によって担保しているというやり方をとったということが1点でございます。

非上場の間という点でございますけれども、これは上場を意識してこの制度はつくってござ  
います。それは、例えばNTTは3分の1政府が持っていますけれども上場していますし、J  
Tは2分の1超を政府が持っておりますけれども上場しておりますから、政府が100%得るの  
でなくても上場することは、それは経営の状況にもよりますけれども、可能なわけで、した  
がって、この制度は株を売ることを前提にできていると。それは先ほどちょっと出ましたけれど  
も、郵政改革推進委員会が50%を切ったらなくなりますというお話をちょっと差し上げたか  
と思うんです。要は切ってなくなるという暫定の次元でつくってあることからありますように、  
これはきちんと株は売らるだろうという考え方で出てきているということでございます。

それで、目指しているものと同じかどうかと、これは郵政民営化法との対比で先生はおし  
ゃっているということですか。郵政民営化法は民営化して経済を活性化させるという、経済を  
活性化させる、民営化してサービスがよくなる、と。国民の福祉が向上して利便性が向上する  
という意味では目指しているものはそう違わないだろうと思っております。ただ、郵政民  
営化法では担保されていないものが幾つかあると。例えば金融サービスというのは何重にもい  
ろいろ保険をかけているという答弁を当時していたわけですけども、これ制度的には担保され  
ていないというようなことがあって、そういった3事業を一体としてやるということに重きを  
置いて民営化、つまり株式会社ということは維持しながらそういった3事業一体で、全国で金  
融サービスもやっていくという形の改革を行っていく法律ということでございます。

宅配の赤字は、これは郵政改革で止血するというよりも、まさに今郵便事業会社が直面して  
いる課題ですので、もうそれは改革のあるなしにかかわらず早期に解決をしていただきたいと  
思いますが、ただ、そこは総務省さんのお話なので、ちょっとそこは私からという意味では難  
しいところでございます。

以上で補足があれば。答弁漏れがありましたらお願いします。

○辻山委員 いろいろ反論はありますけれども、一応承ったということで。ただ、結構宅配の内部化というのは大きな問題で、本来のこの間の郵政民営化委員会が果たしてきた役割が機能していれば、もう少し慎重に吟味されていたと思うんですよね。

○高橋参事官 宅配の内部化するという、外部化するというのではなく内部化ということなんです。

○辻山委員 そうですね。

○高橋参事官 それはどういう趣旨での内部化することは外部化すること比べて問題が多いというのをもうちょっと伺ったほうが出やすいと思うんですけれども。ちょっと私のできる範囲ですけれども、ちょっと直接宅配の内部化を今やっているわけではございませんので。

○辻山委員 要するにこの間報道されているように内部化されたわけですよね。外部化する前提で話が進んでいったものの雇用関係も内部化されて、今後どう進んでいくかわかりませんが、そのことによって現に事業会社がかなりの赤字を出していているということで、本来民営化の精神がもうちょっと生きていけば、その中でこの外部化の話も合理化の話も出てきたわけですが、それが我々から見ていると非常に乱暴に話が進んだのかなど。その結果赤字が現に拡大しているというふうに見えるんです。

○高橋参事官 まず、この改革は今ここにお示ししているとおりでして、宅配事業をどうするかということについては、実はこの法文は何も触れておりません。

○辻山委員 そのために私は精神のことを申し上げて、この間に民営化委員会も事務局もなくなって委員会が開かれない事態の中で、この異常事態の中でこういうことが今起こっているというそれをメンションしただけです。

○野村委員 せっかくなので、いいケーススタディだと思うんですけれども、事業会社は今経営にかなり失敗したと思うんです。それは不利に、今の例でいきますと、高い人件費のほうにそろえて、それで大量に人を雇ってしまいましたので、外部にいた人をですね。しかも、外部にいて切るべきだった契約も全部、要するに運ばば運ぶほど赤字が出るような契約も全部引き取ったわけなんです。ですから、本来単体で赤字をこうやって消していかなきゃいけなかったところをほかの事業をバッファとして持っているということで、そこで吸収しようと思って無理に引っ張っちゃったわけですね。その結果すごい本体に悪影響が及んでいるわけなんです。こういう事態を将来この持株会社がまたやるかもしれないわけなんですけれども、同じ経営体ですから。こういうときはこの法律はどういうふうになるんですか。

○高橋参事官 基本的には、こういう言い方が適切かどうか分かりませんが、小包ですね、宅

配ですね。宅配は基本的には「できる」業務と申しまして、必須業務ではないわけですね。この特殊会社は、まずもってやらなければいけないのは必須業務をやる会社としてつくってございます。先生おっしゃるように、必須業務にマイナスの影響が及ぶようなものというのは、それはもう何としても避けなければならない。ただ、その範囲内において自由にやっていいという建付けでつくってまして、それ実は……

○野村委員 どこが監督するんですか。

○高橋参事官 ここの新日本郵政株式会社です。

○野村委員 いやいや、総務省ですか。そのときは金融庁が口を出さない。

○御園生参事官 金融については、日本郵政は持株会社的な性格がございますので、銀行法の規制もかぶりますが、第一義的には特殊会社ですから、これは総務大臣の監督に付します。株式会社法で……

○野村委員 そのときデマケはどうなるんですか。両方一遍に例えば検査とかは相手方のほうに特に総務大臣のほうの問題はないじゃないかと。要するにこの事業をやらせればいいんじゃないかというふうに総務省が言っていると。金融庁のほうとしては、要するにさっきの主要株主の話でいけば、こういう銀行持株会社の事業の失敗は、場合によってはこの法に極めて深刻な悪影響を及ぼすかもしれないというふうに判断しているという場合のデマケはどうなるんですか。

○高橋参事官 それはそれぞれの法律に基づいてやることになっています。

○野村委員 だから、二重行政だと言われるのはそういうところにあるんだと思うんですけども、単体、単独の行政機関が一つの理念のもとに監督をするというのはほかの金融機関は全部そうですよね。ほかの省庁が口を出すことはない。中には消費者安全法か何かに出てくると、消費者庁に出てくる場合もありますが、あれはすき間がある場合なので、そうすると本来的には一事業体一監督官庁という形になっていると思うんですけども、今の部分はちょっとやや政治的に混乱する可能性があるんですかね。

○高橋参事官 いや、そういうことはないと思います。なぜかと申しますと、1つのアクションに対して複数の法規制がかかるというのは通常あると思いますので、それはそれぞれの法益なり法の目的が違って、それぞれの規律があるのであれば二重と申しますか、別の観点から規制がかかっているということだと思います。

○野村委員 ただ、事業なのでやるべしという判断が一方で、やめるべしという判断が一方だった場合はどうやって調整するんですか。つまり総務省としては郵便事業がより一層国民の利

便性を高めるためには多少赤字が出ても、そういう事業は積極的にやるべきだと。例えば離島にでも郵便を運ぶということについて、もっと進めるべきだというような方針で、それが非常に赤字を生み出してきているとなると、監督当局としてはやめたほうがいいんじゃないかと、こういう話になったときはどうやって調整する法律になっているんですか。

○高橋参事官 それは郵便事業がそれをやることによって非常に赤字になるのであれば、郵便法に基づいて、総務省としてはそういうことは認めるべきではないという……。

○野村委員 いやいや、郵便のユニバーサルサービスの話なので。

○高橋参事官 だから、それで郵便がちゃんと原価を償う……

○野村委員 いやいや、償わないでしょう。ユニバーサルサービスを義務化しているわけだから、本来ビジネス的に成り立たないところがあるからこそユニバーサルサービスというのを特殊法人化して課しているわけですよ。例えばあれですよ、電力会社さんだって別に採算が合わないところはあるんですけども、業法上契約締結義務があるじゃないですか。だから、送電線をつくったら赤字になるところでもやらざるを得ないと、これはユニバーサルサービスですよ。別に何も郵便事業だけがそうなっていると言っているわけじゃないですけども、それが総務省的な発想からいけばユニバーサルサービスを郵便事業にかけているわけですから、採算がとれなくてもやるべきだと、そういうベクトルを持っているわけですよ。他方で採算が合わないような事業会社が親会社をやっていたら、それは金融事業にとって危ないというベクトルで監督している人がいるわけですよ。ここはどうやってこの法律は調整することになっているんですか。

○高橋参事官 まず、郵便事業の中で郵便事業の個別の例えば離島に配っていることの収支がとれていないということと、郵便事業全体は黒字か赤字かという話が混乱しているようなので申し上げますが、まず、それは個別で赤字が出るのは、それはそういうことはあると思います。ただ、郵便事業自体は全体できちんと収支を相償していなければいけないと、そういう形になるので効率化なりなんなりきちんとやっていかざるを得ないという状況はございます。なので、今のお話は多分金融の観点からなので、この離島に運んだら全体としては黒字けれども赤字になるから、金融としてはやるべきじゃないということは多分ないと思うので……

○野村委員 こういう問題が起こってしまうこと自体が先ほどから申し上げているこの法律で実現しようとしているエンティティが要するに一方で金融、こういうことが起こらないように、だから銀行法では親会社に事業をやらせていないわけなんです。ですよ。でも、それをやらせてしまうと、こういう全く方向の違うベクトルを持った現象が起こってしまう可能性、こ

れは否定できないと思うんですよね。起こらないようにするといっても、現に今まさに新聞報道でしかわかりませんが、債務超過になるかもしれないと言われているわけですよね。そういう状態の事業を今抱えている、それは親会社なんですよ。それはやっぱり金融庁として何か口を出さないわけにいかないと思うんですけれども、もともと総務省が外に出していたのがまずいから中に引き取りなさいと言って引き取らせているわけなんですよ。どうするのですか、こういう混乱が生じている場合。

○高橋参事官 具体的にどういう混乱があるのかが。私がお答えすると、それはそうではなくてという話になってよくわからないんですけれども、例えば小包については「できる」業務なわけですね。だから、それはどういうことになるかという、総務大臣は郵便事業に支障があったら、それは何とかしなさいというのは当然やりますと。それが例えば金融と一緒にやっていたとした場合、仮にですね。それは金融庁としても当然言うべきことは言うという話になりますと。結果として小包というのはやっぱりちゃんとやらなきゃいけないし、やらないんだらどうするんですかというのは郵便事業会社なり新しい新日本郵政が言われることは、それはおっしゃるとおりだと思います。でも、それはベクトルが違っているということがおよそなかなか思いつかないというのもあるんですが、仮にそうだとすれば、片方がだめと言っても片方がやれと言ったらやりますというふうにはなかなかならないのか……。

○野村委員 それはいいんです。デファクトとしてそういうことになるんです。なるんですけれども、法律はそこをどう調整するような条文を用意しているんですか。要するに調整がつかなくなってしまったとき、片方の役所のほうは、それは片方の役所の理念を持っているわけですから、もう一つの役所には役所の理念があるわけです。その違った、そもそも霞ヶ関は縦割で皆さん理念が違っていつもバッティングしているじゃないですか。ああいう状況がこの会社の中で起こってしまうわけですよね。それというのをどう調整するように法律の中に条文をつくっているんですかと、そういう質問なんです。

○高橋参事官 それは実態として解決することは机上の話としてはあるかもしれませんが、ただ、何となく具体的なイメージはなかなかわからない……

○野村委員 さっきの認可の話でいきますと、もしこのままいくと債務超過になるかもしれないんですが、債務超過になるとみなし認可をとれないんですよね。そうなったときにどうするんですか。やっぱり子会社の子銀行とかのほうの免許を取り消すんですか。

○土屋参事官 法律上は、郵便事業というのは法律に基づいて特殊会社がやっている事業ですので、法律の中では郵便事業というのは収支相償でやりなさいということになっていますから

……。

○野村委員 やりなさいとできることは別なので、事実上そうなるからそこで行政処分が発動するので、なってしまうことを想定していただかないと、先ほどからのご答弁はみんな法律をつくっていなければならないというご説明なんだけれども、なるから法律でそれを手当しているわけなので、現にそこで債務超過になってしまったというこのときは粛々と銀行の免許剥奪ということになると、そういう建付けですね。

○土屋参事官 いや、そこはだから収支相償という法律の今の法律を前提しての、この関連法ですので、こういう議論をする必要があるほど問題があるかどうかというのは我々、今のところ監督していないからわからない……

○野村委員 わからないけれども、もし……

○土屋参事官 ケーススタディとしてお答えさせていただきますと、そこはそういう前提にはなっていないわけですから、債務超過になるということは、法律はそれを予定していないわけですね、現行法は。ですので……

○野村委員 収支を整えなさいというのは、整わなかったときに整えるようにしなさいと言っていることであって、法律に整えなさいと書けば収支が必ず合うんだったら倒産する会社はないですからね。

○土屋参事官 そこはだから実態問題として……

○野村委員 なった場合はどうなるんですか。なった場合は先ほどのご説明だと、子銀行の免許剥奪になるんですね。

○土屋参事官 いやいや、そうは……

○野村委員 なる可能性がある。

○土屋参事官 いや、だからそこは今の法律の前提がおかしいということになれば、それは郵便法のほうでどういう手当をするのかと。収支相償というのはもう実態上では、これはもうあり得ない事態になっているじゃないですか。法律と実態に矛盾が生じているではないかということになれば、それをどうするんですかということ、まずそれに対して答えがあった上で、ではその答えを受けて関連法はどうしましょうという話になるんじゃないかと、ケーススタディとして申し上げます。

○野村委員 なった場合を想定して先ほど主要株主規制をかけているというお話ですから、そこはワークするんですよね。やっぱり債務超過になったら先ほどおっしゃったことが全部ばたと発動するんですよね。そこはもう金融庁の権限としてオートマティックな形で、それは

他とやっぱり差別化するわけにいかないの、銀行持株会社は債務超過にならないですからね、事業をやっていないので。

○高橋参事官 正直思いますんですけども、この話は当然法案をつくる時に金融庁と随分調整もしてやっているわけですけども、想定することはある程度しているわけですけども、どこまでいったらという話はある程度金融庁でないとわからない部分も、わからないというのは彼らの判断ですから、こうなるはずであるとなかなか私どもは言いにくい部分はございます。

○野村委員 わかりました。ただ、そういう建付けだとすると、先ほど委員長おっしゃったみたいに、やはりものすごく大きな金融機関なわけですよ。ですよ。これはもう世界にこんな金融機関はないので、この金融機関でシステミックリスクを起こすわけなんですよ。起こすリスクというのは、例えば先ほど出てきた国債が金利上昇局面になって国債の価格が暴落するというような局面になったときに、こういう金利リスクを最大抱え込んでいる世界で珍しい金融機関ですから、これは大変な事態が起こるということは一方にあるわけですよ。それと同時に例えばコンプライアンス上多大な不祥事が生じて、それで行政処分等によって免許を維持できないような状況が起こる、こういうのもあると思うんですね、リスクとして。それに加えてこの法案だと親会社リスクというのが、事業リスクというのがここに影響を及ぼすような建付けになっちゃっているわけなんですよ。そうすると、そういう新しいリスクを抱え込むような法案を提出すること自体がこの巨大金融機関を世界のマーケットで動かしている国としてちょっと無責任なんじゃないかというふうに見えると、そういう指摘があったと思うんですけども、それはやっぱりそういうふうに見えてしまいませんか。

現に今、本当に巷間の報道ですけども、ちょっとこの3月を乗り切れても5月、6月あたりには事業会社はたくさんお金を拠出しなきゃいけない時期が一時期あるんですよ。そうすると、キャッシュが回らないんじゃないかという声すらあって、そのときにはゆうちょ銀行からの多額の借り入れがあるんじゃないかとまでささやかれているわけですよ。こういう事態になっている中で、それをもしマーケットに見せつけたままこの法案を通してしまったら、やっぱりこの法案が持っているリスクというのもマーケットは感じるんじゃないかなと思うんですけども、そこはどういうふうに、そういう事態も間際にあるんですが、その備えはちゃんとあるんですかというご質問に対してまだお答えをいただいているように思うので、ぜひ先ほどの委員長のお話に対してお答えいただいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけども。

○御園生参事官 そこは郵政改革で郵政株式会社というのは特殊会社として位置づけておりますけれども、例えば事業計画を認可するとかという形で、ある意味では事前のチェックをでき

る体制になっておりますし、郵便事業がどういう状況にあるかというのはまさに郵便事業株式会社で改善計画を今ちょうどつくっている段階というふうに報道ベースですが、聞いておりますけれども、そういういろんな手立てが講じられた上で金融庁は金融庁の観点から、総務省は総務省の観点から、日本郵政という大きな事業体ですから、それぞれの観点から当然見ていく。当然金融庁は先ほど申しあげましたように、銀行法、保険業法の観点から業務改善命令まで、あるいはもっと厳しいことを言えば役員の解任まで銀行法上担保されている権限の下に、いろいろな形であらゆる手立てを検査とかを講じてやれるという形になっておりますので、第一義的にはやはり総務省が監督する特殊会社ですから、そこできっちりまさに郵便法で適正利潤まで確保するように郵便料金が設定されるような仕組みになっておりますので、そういう仕組みできちんと郵便事業を見た上で、金融をやっている子会社に影響がどういうふうに来るかということもそういった観点から郵便を見る総務省と、金融を見る金融庁がそれぞれの立場から見えていくということで、もう少し改善するところがあれば改善することがあってもいいかもしれませんが、現状においては少なくとも国が3分の1関与することを親会社に対しては求めておりますし、親会社からゆうちょ銀行、かんぽ生命についてはさらに3分の1持つことによつて、そういう定款の変更をされないような形でゆうちょ銀行、かんぽ生命がきちんと業務を続けていただけるような手立てを講じているということですので、それは健全性は金融庁のほうで見ていただくと。郵便事業については総務省のほうできちんと見ていただくという形で、法律の制度設計はしているということでございます。

○斎藤委員 今のお話で、監督官庁の指導によってということだと、民営化というのが一体何だったんだろうということを改めて疑問に思います。民営化では事業体の経営能力が一番重要になってくると思うんですけれども、それなしに監督官庁の指導でというお話はちょっと違うのかなと。それと、上場を前提にしてというお話との整合性がよくわからなくなりました。

持株会社は事業のポートフォリオを持って、いろいろな事業をやることによってリスクを分散、事業機会を多角化、diversificationする、それが持株会社の意義だと思います。成り立ちからしてそうはいかなかったというのはもちろんあるのでしょうけれども、改革前の仕組みですと、不採算の部門があれば持株会社のところで切り捨てるあるいは何らかの形でテコ入れするというようなことがはっきり見えますしかし、今度の仕組みでは、不採算の部門があつたとしても、それを切り捨てられないような形になります。一体持株会社を持つことの意味がどこにあるんだろう。リスクの分散というのが全くできない、逆にリスクの分散をさせないような形の改革というのは一体どういうことを考えていらっしゃるんだろうということを、この絵



を見て経営の観点から疑問に思います。

○御園生参事官 民営化といいますか、まず株式会社化をしているわけですが、この改革法におきましても、3分の2は市場に売却する前提になっていますので、国以外の株主が入ってくることによってガバナンスが強化されるであろうというふうに私どもは考えております。それに加えて、国が責任を持つ部分、これは非常に大きな事業体ですから、先ほど言いましたように郵便事業については総務大臣が、金融面では金融庁がきっちり見ていただくということで、そういう法律の建付けになっているということですので、民営化と監督官庁の監督というのは相反するものではなくて両立するものであるというふうに考えております。一層ガバナンスという面ではいろんなほかの株主が入ってくることによって向上していこうと思っておりますし、効率化もそういった面で進んでいくのではないかなというふうに思っております。また、持株会社についてポートフォリオの多角化とかそういうものもあるかもしれませんが、ここで考えている持株会社というのはどちらかというと郵政の事業体として考えておまして、銀行と保険はそれぞれ銀行法、保険業法の適用があるということで下にぶら下がっているということですので、いわゆる銀行法上の純粹持株会社とはやはりちょっと違った観点であるということは、これは事実だというふうに思っております。

○野村委員 何回も聞いて申しわけないんですけども、関連銀行のほうに要するに今はうち銀行が初期設定で関連銀行になっていると。そこで、仮に3分の2の株式を放出して、それで本当にガバナンスをきかせるということになったら、これユニバーサルサービスなんかにおつき合いしているのはまかりならんと。収益がダウンしているじゃないかと。ユニバーサルサービスは何も銀行にかかっているんじゃないだろうと。だから関連銀行になっているのがおかしいんだと。関連銀行になっていることをやめるべきだという意見が強くなって行って、それに対してそれに従わない経営者はクビにするぞというような動きが出てきて、株主提案が出てきたり、あるいは関連銀行になっていてその収益ダウンした部分については経営判断なんだったら、では代表訴訟でその分を個人で賄えというようなことを言うてくる人が出てくる、これがガバナンスなんですよ。

まさに株主の利益最大化ということで株主の人たちが自分たちが株を持っている以上は、こういうガバナンスがきいている状態じゃないですか。そうなってもし関連銀行になることをやめるという判断を、それは恐らく想定外なんだと思いますけれども、そういうことをやったときにほかのエンティティは、ほかの銀行さん、保険会社さんは普通に今みたいなロジックでビジネスをやっているわけですから、よもや関連銀行になりましょうという経営判断をする人は

出てなくなると。そうしたら、この持株会社にかかっているユニバーサルサービスの義務というのはだれが果たすことになるんですか。

○高橋参事官 まず、定款ベースで、要するにそういうことをどこまで書くかというのはあるんですけども、定款ベースでこういうふうにする会社ですということは書くんだろうなと思っています。

○野村委員 どこに。

○高橋参事官 関連保険会社、関連銀行の定款。

○野村委員 それでは民間銀行じゃないでしょう。そんなものを書かせたらまずいじゃないですか。

○高橋参事官 それを知った上で株を売るということになるんだろうと。ただ、3分の1というのは、これは何か株主権を別に大胆に行使するというのではなくて……

○野村委員 それは上場しないということとイコールですよ。そんなものをエクイティーストーリーに書けるわけじゃないじゃないですか。

○高橋参事官 しかし、NTTはユニバーサルサービス業務を負っている会社で上場していますよね。

○野村委員 銀行はたくさん競争相手がいるんです。独占企業体じゃないんですよ。例えばこれ、もう釈迦に説法ですけども、ユニバーサルサービスを民間事業にやっているものの見返りはほとんど独占ですよ。ですよ。これは普通の競争会社ですよ。普通の一般事業会社になんか定款規定を書かせて、エクイティーストーリーを書けるわけじゃないじゃないですか。だれがそんなものを引受証券会社になりますか。ですから、それは……

○高橋参事官 それはわかりませんが……

○野村委員 いや、普通ビジネスをやっていたらだれだってわかりますよ、そんなこと。定款でそれを書かせると、もしそれが本当の答えだとするんだったら、それはもうここに張りつけっぱなしにするということですよ。上場というのは要するに言葉できれいに上場する可能性がありますよと言っているだけであって、現実には上場できない会社にするということですよ。ですよ。ですから、もしそれでエクイティーストーリーを書いて、だれか奇特定の株主がいて買ったなら、そしたらその株主が後になって定款変更しましょうというふうに言ったときに、それを縛るために3分の1がある。そんな会社の株なんて買わないですよ、だれも。

○高橋参事官 NTTに関して申し上げさせていただきますと、独占がどの程度かというのはありますけれども、相当程度競争は進んでいると思いますし、にもかかわらず、またNTTが

新しく株をやったら売れないかというと必ずしもそんなことはないと思いますので、それは売れるはずがないとか、そんなことはちょっと。私どもも詳しいことはあれですけども……

○野村委員 全員にユニバーサルサービスがかかっている事業体というのもありますからね。業者全体に、ほかの金融機関にはユニバーサルサービスはかかっていないので、わざわざそこに私、ユニバーサルサービスを課してもらいたいから、あなたの子会社になりますよという奇特な銀行がない限りは、どこにもかかってないことなんですよね。そうすると競争条件が明らかに違うので。

○高橋参事官 NTT法に書いてあるユニバーサルサービスというのはNTTに個別に課せられた義務ですから、電気通信事業法全体で賄うユニバーサルサービスとは多分質が違うと思います。それはどちらもユニバーサルサービスがかかっているというふうに仮に置いたとしても、その中で競争が行われているということであって、かつ1つだけが特殊なそういう会社であっても売れている例があるということを私は申し上げたかっただけなのでございます。

○田中委員長 金融のユニバーサルサービスの実現手段というのは一時代前よりはどんどんいろんなテクノロジーの発達もあり、いろんな組み合わせの中においていかに山の中でも、表現的に言えば現金収受が行われる小売店がある限り、実際には保証できる仕組みというのは幾つもあるわけです。実態上。金融のユニバーサルサービスが国政上実現していたほうが望ましいという判断が我が国でなされれば、それについての手立てというのはいろいろあるし、現実にそこにチャレンジされる場所も出てくる。だけれども、特定の一般事業会社にそこまで押しつけなきゃいけない理由というのはないでしょう、いろいろ手段を考えたら。いろんな可能性はあるわけだから。だから、郵便については国民的合意がありますよ。とにかく届けろと。届けられないなんていうことはあり得ない。これはもう国民的合意ができています。だけれども、金融については複数の手段あるでしょうと、いろんな組み合わせを通じて。それがなぜ特定化された一般事業会社でそれを担わなければいけないのかどうかはやっぱり議論されたほうがよかった。

我々委員会は、これまで郵政民営化について3つの基準、これはもう何度も申し上げていることですが、3つの基準でいろんな新しい商品の許認可についても考えてきました。1つは国民の利便の向上、それから1つは事業体としてのこの日本郵政株式会社傘下にある事業体の企業価値、事業価値というものの価値の増大、それから3番目に民間の秩序にだんだん時間をかけてでいいけれども、融合して、ゆがみをとるような民営化が実現するように、この3つを掲げてやってきました。ですから、ゆうちょ銀行とかんぽ生命株式会社に対して、いろんな新し

い事業の展開について我々は相当思い切って一度チャレンジしてみてくださいと。いろんな要請といますか、許認可について見てくれ、それについて判断してくれという提示があったときには、我々は畳の上の水練というわけにはいかないんだから、実際の実務を通じて事業能力を身につけてください。事業能力の拡大とともに、新しい業務を行われることが望ましいでしょうと、こういうスタンスでやってきたわけです。それに対しては当然批判もあったわけです。株式の売却も始める前から、暗黙の政府保証が言われている中で、何で新しい業務を認めるんだと。いろんな声がありました。

でも、郵政民営化法にこの3つの目的にかかわって、3つをあわせ実現することを前提として、新商品の許認可についても委員会で判断しろと書いてあるから、そのぎりぎりのところで我々は玉を投げてきた。その経験に照らして言えば、今度のこの法案の建付けは受け入れにくい。なぜこのパターンになったのか。国際社会に対して日本政府が今打ち出すべきものとして、私は適切なものとは思えない。少なくとも国際社会からいろんな形でこれから批判が出てきますから、この内容をどこまで変えなきゃいけないかについて内閣官庁で考えておく必要がある。先ほど来、委員からは郵便局会社と郵便事業会社の合併をした上で持株会社に下げるという手段はあったじゃありませんかというお話が出ているのは、例えばそれは今言った国際社会における特に金融業務を扱う分野においては、サーベランスの仕組みがもっともっと充実すべきだという世界的な議論をやっている中で、日本が全く別のユニバーサルサービスを特定の会社に押しつけることをもってやるのであれば、これ今の大きな流れを国際社会の中で頭をみんな抱え込んでいる問題に対して、それが答えなんですかと、日本政府への批判は、私は当然出ると思います。

だから、そこはこれから予算でも野党の主張に耳を貸しながら予算原案について変えることもやぶさかでないというふうに内閣はおっしゃっています。ましてや法案について言えば、いろんな修正、変更は当然あり得べしです。予算案については別だと思って出しているけれども、そうかどうかは国会の審議を通じて明らかにしましよと言っておられるわけですから、この案についてもどこでどういう修正を加える必要があるのかということをごひお考えいただきたい。今日我々が皆様方にご出席をいただいて意見交換させていただいたのはそういう趣旨なんです。だから、もうこれ、本当にこれでいいのかどうかというのは、もちろんそれは実際は国会で行われる作業ですから、我々が何も先取りしてやる必要もありませんし、我々が決めつける必要もないんだけど、皆さん方は事前の準備をしてください。いただいた時間がもう来ましたが……。

○野村委員 1点だけ、ごめんなさい。改革法の14条の趣旨だけ教えていただいてもいいですか。小規模郵便会社に対する監督の条文なんですけど、これは何を想定してつくった条文なんですけど。

○高橋参事官 これは最初に申し上げますけれども、これは配慮して行うものとするという意味なので、必要な検査をやらないという意味ではまずございません。ただ、郵便局というのはほかの金融機関とは今現時点においては扱っている商品がかなり違う部分がございます。例えば貸し付けは基本的にはやっていないとか、そういうことを考えた上で、ほかの金融機関と全く同じようないろんなことを想定して、ものすごく取扱量、貸し出し量が大きいようなところと同じような検査をすると、実情に合わない部分もあるかもしれないですね。そういう部分があるのであれば、郵便局に限らず同じような小規模な銀行の支店があれば同じになると思うんですけども、そういうところに対してはそういうきめ細やかなことを考えてくださいと。つまりほかの業務をやっている中で検査も受けるわけですから、そういうことに配慮してくださいと、そういう意味です。

○野村委員 ただ、もうそれは常識で、小さいところについて普通金融庁の検査官が例えば保険代理店に1人、2人でやっているところも監督対象ですけども、わざわざ行っているわけではないですし、特に何もなければですね。そこに張りついて、もうそれこそ全部ひっくり返してやっているわけでもないですから、常識の範囲のような感じもするんですけども、ここに書いてしまうと、特別な配慮をするというのは法律で命じている形になりますので、それは何のためにこんなものを書く必要があるんだろうかという感じがすると、それから、他業をやっているという趣旨だったら、小規模でというので切るのがよくわからないという問題もあるので、普通何か一般人の人が読むと、小さな郵便局の人たち、特に特定郵便局長の方々が検査に対して非常に不満・不平が出ていると。そのことに対する配慮を法律の中に書いたとしか見えないわけなんですよね。どうしてそんなことをしちゃうのかと思うんですよ。これも本当に法律でそうしたいと思ったら、そんなのは書かないですよ、普通は。

今の説明を聞いても、とことんほとんどの人は、ああ、まさに小さな郵便局の人の不満を解消してあげるということを国が約束したんだなとしか読めないわけですよ。ですから、合理性が全く見出せないものを書いてしまっていると、結局は自分たちで足を引っ張ることになると思いますし、本当にそんなことをしたかったのかどうかというのをよく考えてみたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

○高橋参事官 特別扱いをほかの同種の銀行の支店等に比べてやるという意味では全くございませんので、それはご理解いただければと思います。

○野村委員 ただ、不満のある金融機関の人が根拠として金融庁に対して検査に対する苦情を申し立てるときに、他方は根拠がないので、それは裁量ですよ、一般の金融機関の場合は。それは金融庁の裁量の範囲内で合理的なものと思ってやっていたと言われたら、それはもう何もない、配慮義務も何もないので、それは当然金融庁のほうに裁量の余地があると。ところが、この条文がありますと、この配慮すべしと書いてあるのに何を配慮したんだとかそういう議論がとっかかりを持つことになりますので、やっぱり優遇されていると見られてしまうということは間違いないと思うんですね。

○高橋参事官 配慮してもできないものはできないとやっぱり言うのが行政だと思いますけれども。

○野村委員 だったら書かないほうがいいんじゃないですかね。

○高橋参事官 そこは理念ですから。

○野村委員 でも、わかりました。恐らく今の答弁で多くの人は、ああ、郵便局って幸せだなというふうに思ったと思います。

○田中委員長 時間がまいりました。今日は郵政改革推進室の皆様、大変お忙しいところ、またきっと出にくかったのではないかと思います。応じていただきましてありがとうございます。私どもの要望はぜひこの中で法案が国会に出たときに、いろんな修正の話が出てくると思いますが、その背景に我々が今日申し上げたような懸念等があるわけですから、フライハイト（自由）になれというのも無理かもしれませんが、いろんな論点について改めて室のほうで議論をしていただければ、我々としては皆様方に来ていただいて討論させていただいた当初の目的は達成するのかなと思っていますので、よろしくご配慮ください。

本日はどうもありがとうございました。

では、これにて63回の郵政民営化委員会を終了いたします。